

歴史的風致形成建造物の指定について

※「長野市歴史的風致維持向上計画」287 頁より

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものを歴史的風致形成建造物として指定する。

歴史的風致形成建造物として想定されるのは、善光寺・戸隠地区においては、善光寺本堂（国宝）の参道・境内に位置する仁王門や鐘楼、戸隠神社五社と附属建築物及び宿坊群や門前商家のまちなみなどが想定される。また、松代・若穂川田地区では、松代城下町の武家屋敷地に存在する歴史的建造物や庭園及び水路網、祭礼の営まれる寺社や町屋のまちなみ等が想定される。鬼無里地区においては、祭礼の舞台となる神社建築に加え、屋台巡行が行われる町区の歴史的まちなみが想定される。これらの建築物以外にも、附属する門や土塀等の工作物並びに一体として位置する神社仏閣の社叢や参道、庭園などにおいても、歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものは歴史的風致形成建造物として指定をしていく。

これらの歴史的風致形成建造物の指定については、長野市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものであることを基本とし、下記の基準に該当する建造物を指定し、保存を図る。なお、重点区域内では、今後も歴史的建造物の継続的な調査を実施し、随時追加指定を図る。

◎歴史的風致形成建造物の指定基準

1. 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財、同法第 132 条第 1 項に基づく登録記念物
2. 長野県文化財保護条例（昭和 50 年条例第 44 号）第 4 条第 1 項に基づく県宝、同条例第 30 条第 1 項に基づく長野県史跡名勝天然記念物
3. 長野市文化財保護条例（昭和 51 年長野市条例第 74 号）第 4 条第 1 項に基づく長野市指定有形文化財、同条例第 31 条第 1 項に基づく長野市指定史跡名勝天然記念物
4. 景観法（平成 16 年法律第 110 条）第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物
5. 長野市伝統環境保存条例（昭和 58 年長野市条例第 19 号）第 6 条第 2 項第 1 号に基づく伝統環境を構成している建造物等
6. その他、長野市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたもの

歴史的風致形成建造物の一般公開に関する協定書（案）

- 1 名称 -----
- 2 所在地 -----
- 3 公開範囲 別紙による -----
- 4 協定期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 -----
- 5 所有者 -----

上記建築物について、長野市を甲とし、所有者を乙として、上記事項及び次の条項により協定書を締結する。この協定書を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、甲乙各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長 野 市

代表者 長野市長 加藤久雄 ⑩

乙 住 所 (法人等にあつては、事務所等の所在地)

氏 名 (法人等にあつては、名称及び代表者名)

⑩

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、乙が所有する歴史的風致形成建造物の一般公開に関する必要な事項を定めるものとする。

(公開の範囲及び管理)

第2条 公開の範囲は、別紙に定める部分とし、乙は当該部分が公共の用に供する空地等から常に望観できるように維持管理しなければならない。

第3条 公開の範囲を変更する場合は、乙は甲と協議し、乙は変更届(様式1)を提出するものとする。

(協定の期間)

第4条 協定の期間は、協定締結日から10年間とする。

(協定期間の更新及び変更)

第5条 協定期間の満了日までに、甲は乙に更新の意思を確認し、期間を延長することができる。この場合、協定期間の延長通知書(様式2)をもって、協定書の変更とする。

第6条 協定期間中に当該建物の修理等において甲の補助金により工事を行った場合は、補助金が交付された日を起点として協定期間を10年間延長するものとする。

この場合、協定期間の延長通知書(様式2)をもって、協定書の変更とする。

(協定者の変更)

第7条 法人等にあつては、代表者等を変更した場合、乙は変更届(様式1)を提出するものとする。この場合、変更届をもって協定書の変更とする。

第8条 所有者の住所を変更した場合、乙は変更届(様式1)を提出するものとする。この場合、変更届をもって協定書の変更とする。

第9条 協定期間中に乙に変更が生じたときは、新たな所有者が変更届(様式1)を提出するものとする。

(協定の解除)

第10条 協定の解除は、協定期間中は行えない。ただし、災害その他の不可効力により、建築物が滅失した場合はこの限りでない。

第11条 前条の理由により協定の解除を行う場合は、甲は協定解除通知(様式3)をもって、協定の解除をおこなう。

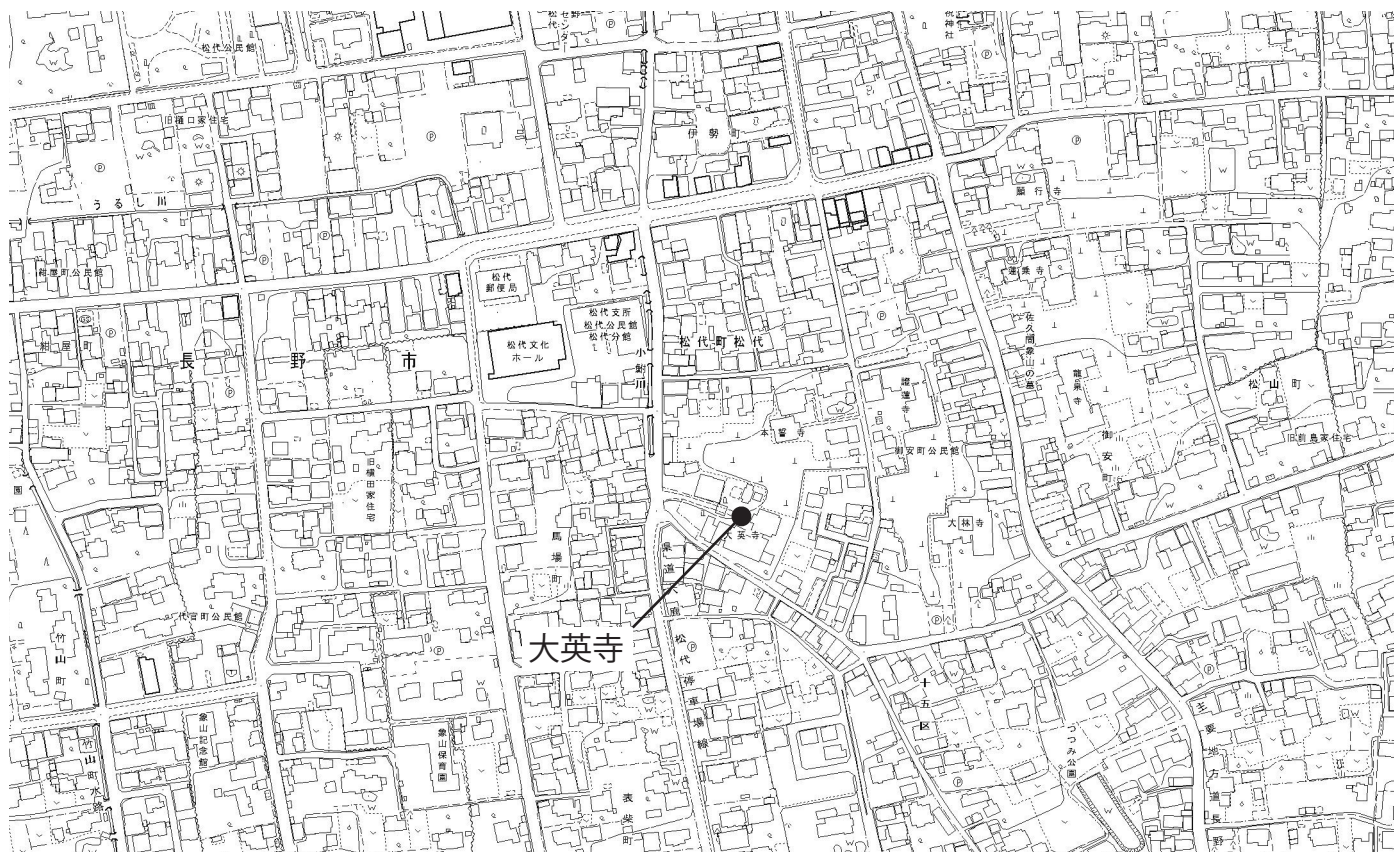
(その他)

第12条 公開に際して建築物等に損傷等があった場合、乙はその旨を速やかに甲に連絡し、損傷部分の措置について協議を行うこと。

第13条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、乙は甲と協議して決定する。

指定番号 1 ^{だいえいじ} ^{ほんどう} ^{おもてもん}
大英寺 (本堂・表門)

所在地	松代町松代
建築年代	本堂：寛永元年（1624） 表門：本堂と同時期
建築概要	本堂（木造平屋建、入母屋造、平入、本瓦葺） 表門（切妻、棧瓦葺、四脚門）
特徴等	<p>大英寺は、真田信之が夫人大連院の菩提のために建てた浄土宗の寺院である。縁起によれば、当初は上田城下に建立されたが、真田家の松代移封に伴い、寛永元年（1624）に現在地に建てられた。明治5年の寺院伽藍焼失に伴い霊屋を本堂としたものである。</p> <p>本堂は桁行5間、梁間5間の入母屋造で向拝が付く。天明5年（1785）の修理や明治以降の改造はあるが、柱や組物には極彩色が施された豪華な建物である。また真田家の霊屋の中では最大規模で、最古の建物である。</p> <p>表門は、切妻造棧瓦葺の四脚門であり、縁起によると寛永元年に霊屋（現本堂）移築と共に正門として造られたものとされる。部分的に改変を受けているが、扉を含めた部材の多部分は古く、本堂と同時期の建造年代と思われる。</p>
備考	県宝（建造物） 指定年月日：昭和41年10月3日



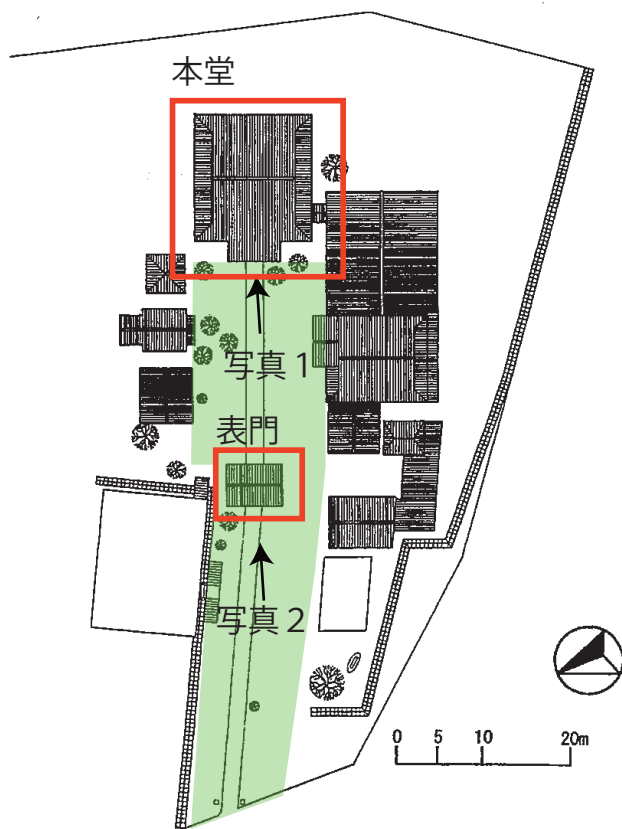
大英寺 案内図 S=1:5,000



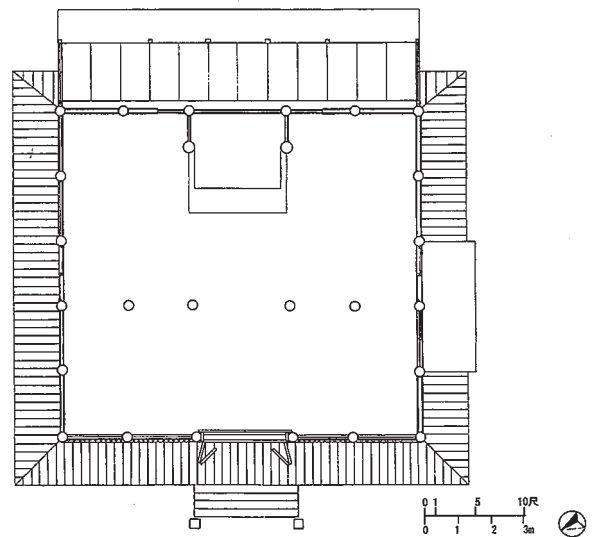
写真1 本堂外観



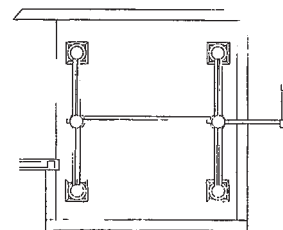
写真2 表門外観



- 歴史的風致形成建造物指定範囲
- 公開予定範囲



大英寺本堂 平面図



大英寺山門 平面図

大英寺 配置図および平面図

指定番号 2 しょうがんじ かのんどう
松巖寺 (観音堂)

所在地	鬼無里
建築年代	寛永2年(1625)
建築概要	木造平屋建、入母屋造、妻入、鉄板葺
特徴等	<p>松巖寺は鬼女紅葉の菩提所として建立された地藏院が前身と伝えられ、元和元年(1615)に創建された曹洞宗の寺院である。</p> <p>観音堂は、寛永2年(1625)の建立といわれ、堂内には本尊として聖観音が安置されている。また天保10年(1839)に和算家寺島宗伴の門弟が奉納した算額(市指定有形文化財)も掲げられている。</p> <p>観音堂は、梁間3間、桁行4間、茅葺の上を鉄板張りとした入母屋造の建物であり、四週に切目縁を廻す。外観は質素であるが、内観は若葉を彫刻する虹梁、透かし彫り極彩色の彫刻のある欄間など、江戸初期の様式を伝える装飾が随所にみられる。</p>
備考	市指定有形文化財(建造物) 指定年月日:平成17年1月1日



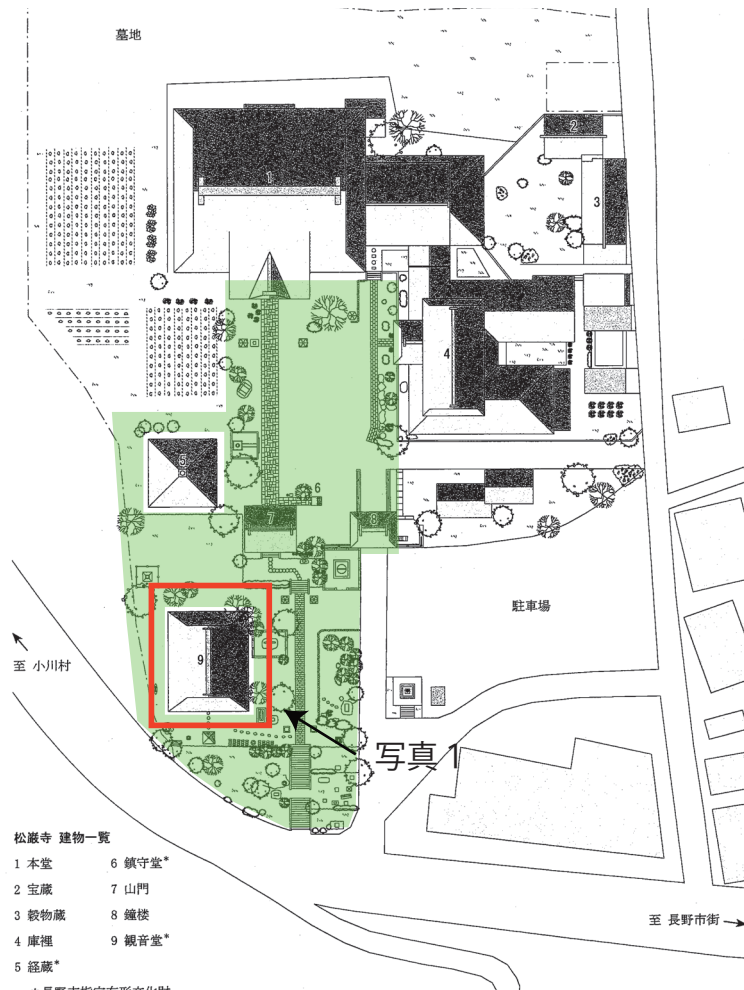
松巖寺 案内図 S=1:5,000



写真1 外観（東から）



写真2 内観



- 松巖寺 建物一覧
- | | |
|-------|--------|
| 1 本堂 | 6 鎮守堂* |
| 2 宝蔵 | 7 山門 |
| 3 穀物蔵 | 8 鐘樓 |
| 4 庫裡 | 9 観音堂* |
| 5 経蔵* | |
- *長野市指定有形文化財



歴史的風致形成建造物指定範囲



公開予定範囲

松巖寺 配置図 S=1:1,000

指定番号 3 ^{しゆくぼうかんばら} 宿坊神原 ^{しゅおく} (主屋)

所在地	戸隠中社
建築年代	明治中期
建築概要	木造2階建、寄棟造（くど造形）、平入、茅葺
特徴等	<p>宿坊神原は、戸隠神社の宿坊の一つであり、中社社殿に至る大門通り沿いに位置する。明治になって奥社から移ってきた宿坊であり、茅葺屋根をなした主屋が戸隠の伝統的な町並み景観を今に伝えている。</p> <p>敷地は、参道（大門通り）より一段低くなっているため、総二階で建てられている主屋は、参道からは平屋建てのようにみえる。参道に面した玄関も、主屋の二階に設けられている。</p> <p>明治33年頃に建てられた主屋は、神殿を含む宿泊部分がまず造られ、次いで、敷地の奥に向かって建物の北側と南側に増築された結果、九州地方のくど造のようなコの字形になった。茅葺の建物で平面形状がコの字形をなすものは、戸隠のみならず県内においても他に知られておらず、貴重な建築である。また、宿坊神原の主屋は、中社の茅葺の建物としても規模が大きいことにくわえ、参道沿いの最も見通しの良いところに位置しており、町並み景観としても重要な宿坊である。</p>
備考	



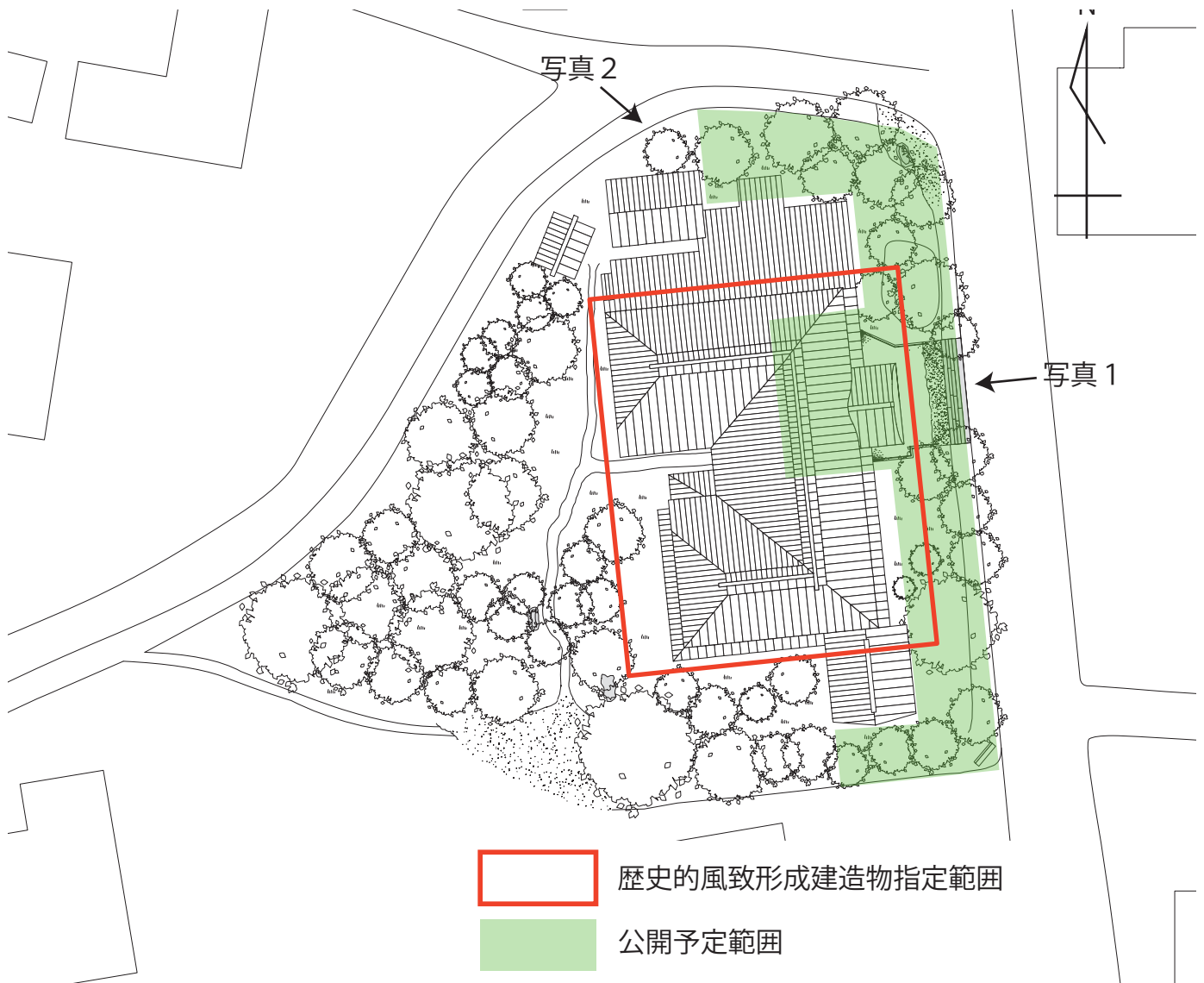
宿坊神原 案内図 S=1:5,000



写真1 宿坊外観（東から）



写真2 宿坊外観（北西から）



宿坊神原 配置図 S=1:500

指定番号 4 ^{たけいりよかん} 武井旅館 ^{しゅおく} (主屋)

所在地	戸隠宝光社
建築年代	延享2年(1745)
建築概要	木造平屋建、寄棟造、平入、茅葺
特徴等	<p>武井旅館は、戸隠神社の宿坊の一つで、宝光社社殿に至る参道(大門通り)沿いに位置する。参道に面してまず門が構えられ、手入れの行き届いた広い前庭の奥に、主屋をはじめとした建築物が建つ。</p> <p>宝光社では、昭和20年(1945)に大火があり、このとき、参道から東側に位置する宿坊や民家はその多くが焼失したが、参道の西側に位置する武井旅館は、この大火を免れた宿坊の一つである。</p> <p>主屋は、延享2年(1745)に建てられた旧客殿部分にあたり、現在も茅葺のまま残されている姿は、江戸時代の宝光社の景観を知る上で貴重な宿坊である。</p>
備考	



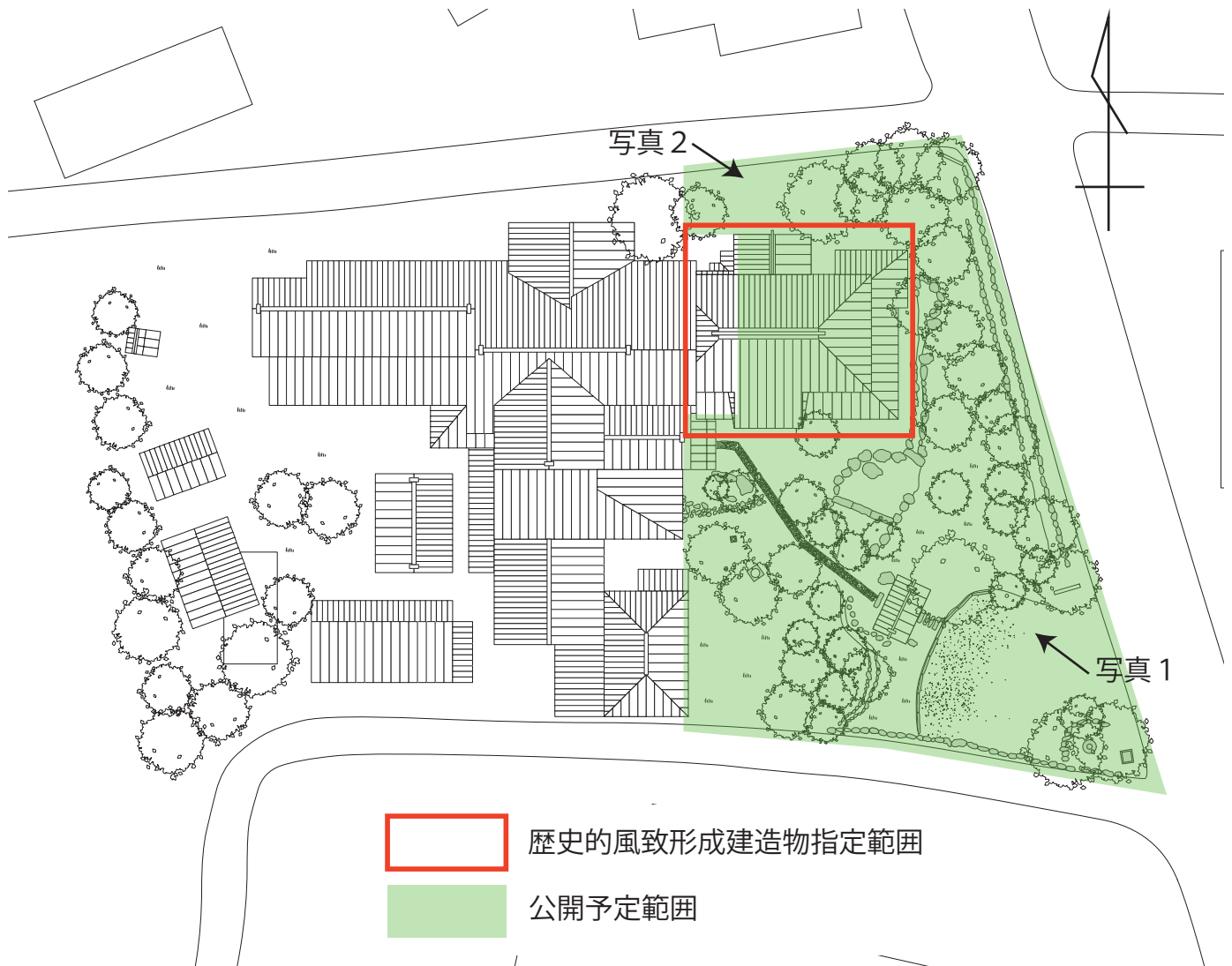
武井旅館 案内図 S=1:5,000



写真1 宿坊外観（南東から）



写真2 宿坊外観（北西から）



武井旅館 配置図 S=1:500

指定番号 5 よこくらしよかん しゅおく もん
横倉旅館 (主屋・門)

所在地	戸隠中社
建築年代	主屋：明治4年（1817）～明治6年（1873） 門：江戸時代以前
建築概要	主屋（木造2階建、寄棟造、平入、茅葺） 門（切妻造、茅葺、薬医門）
特徴等	<p>横倉旅館は、戸隠神社の宿坊の一つで、中社大鳥居から東側に延びる横大門通りに沿って通りの北側に敷地を構える。横大門通りに面して、門と土蔵が配され、その奥に主屋が位置する。</p> <p>主屋は、明治4年（1817）から明治6年（1873）に建てられた木造2階建、茅葺、寄棟造の建築で、明治期になって2階建ての宿坊が多く建てられた中でも、初期に建てられた代表的な宿坊である。門は、地域で唯一の茅葺きの門で、朱塗りの木部と精細な彫刻が施された<small>かえるまた</small>蟬股などの細部が特徴的である。</p> <p>横大門通り沿いには、中社の大鳥居から、五斎神社拝殿、宿坊極意、成瀬旅館、横倉旅館と茅葺形の屋根をなした大屋根の建築が連続しており、戸隠の中でも特に歴史的な景観がみられる通りである。とりわけ、横倉旅館の敷地内には、主屋のみならず門や土蔵ものこされており、横大門通りの歴史的景観を構成する貴重な宿坊である。</p>
備考	



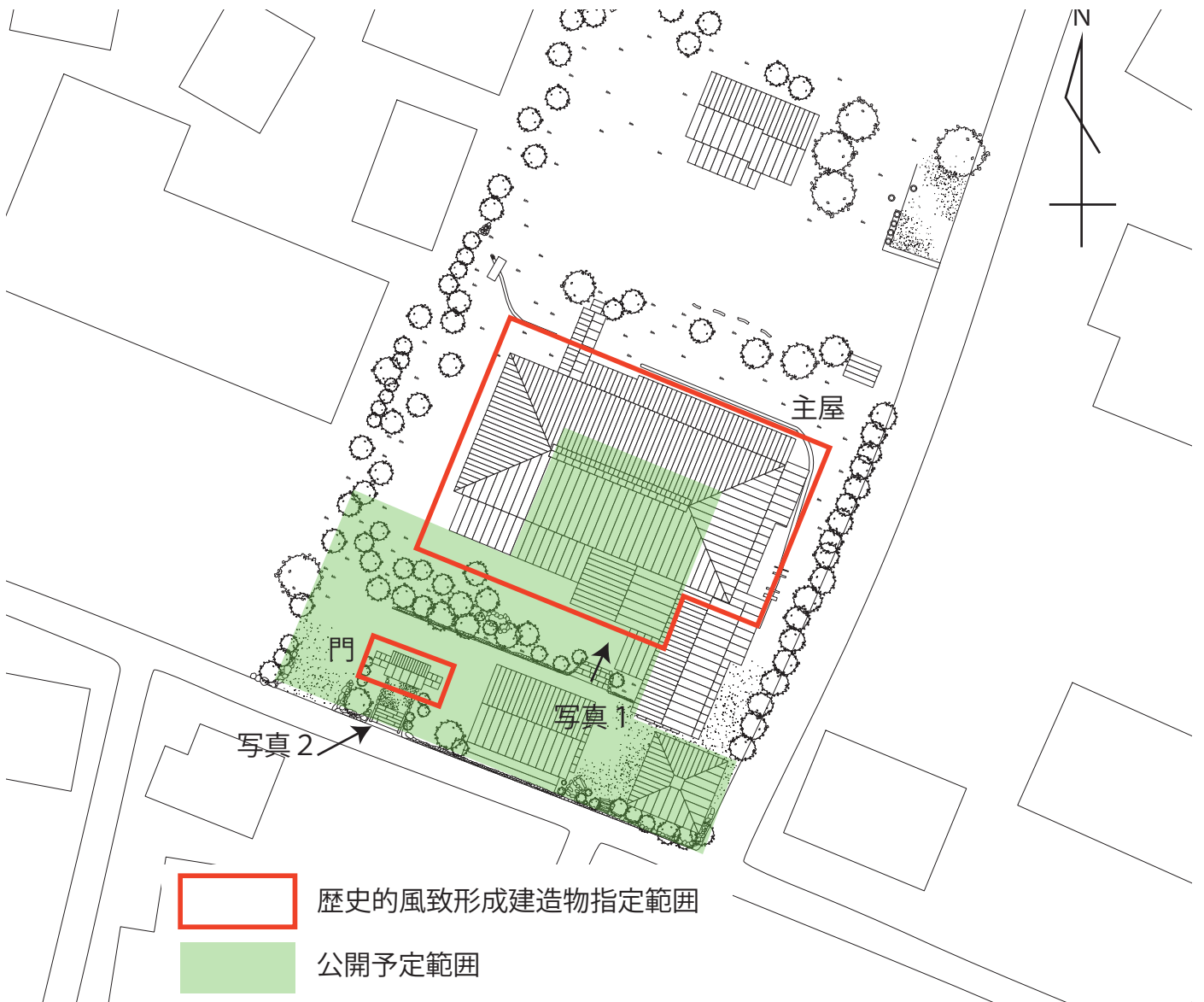
横倉旅館 案内図 S=1:5,000



写真1 宿坊外観（南から）



写真2 門外観（南西から）



横倉旅館 配置図 S=1:1,000

